

平成26年度指導監査等結果概要

長寿社会課
平成27年6月30日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考		
特別養護老人ホーム (10施設) 養護老人ホーム (2施設) 軽費老人ホーム (2施設)	平成26年10月 ～ 平成27年1月	熊野本宮園 (田辺市) 黒潮園 (新宮市) ケアハウス南紀 (白浜町) ケアハウス湯ごりの郷 (那智勝浦町) 寿楽荘 (新宮市) 千寿荘 (田辺市) 田辺の郷 (田辺市) ときわ寮 (美浜町) ときわ寮梅の里 (みなべ町) なつあけの里ささゆり苑 (広川町) 南紀園 (太地町) 南風園 (海南市) 虹 (みなべ町) 龍トピア (田辺市) (五十音順)	(1) 人事・職員処遇等について ・人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員については、同施設職員の中から選任すること。 ・介護業務を行う職員については、腰痛に関する健康診断を6か月以内ごとに2回実施すること。 ・夜勤職員の健康診断については、6か月以内ごとに2回実施すること。	2	2	100%			
			(2) 施設運営等について ・短期入所生活介護事業実施のため専用使用する区画(ベッド、居室、共同生活室等)が届出されている内容と異なっていたので、設備及び備品等の基準を満たした上で、現状の専用区分について変更届を提出すること。 ・特養入所者が入院中のベッドを短期入所生活介護に活用する場合は、当該入所者の同意書が必要となるので作成すること。 ・事故発生防止のための指針及び事故発生時の対応マニュアルが作成されていなかったため、整備すること。 ・苦情解決のための手続規程が定められていなかったため、相談窓口、苦情処理の体制、手順等を示した規程を整備すること。 ・嘱託医との契約書が確認できなかったため、早急に契約を締結するとともに、契約書を適切に保管すること。 ・各種会議の記録が確認できなかった。会議を適切に開催するとともに、記録を保存すること(感染症及び食中毒予防委員会等)。	4	4	100%			
			(3) 施設・設備等について ・リネン室等が常に施設されていない。室内に可燃物が置かれているので、夜間は必ず施設すること。 ・静養室の奥のスペースに不用な物品が放置されていた。室内を整理し、静養室としての機能を保持すること。 ・施設について、届出されている用途とは別に使用されていたので、現状のまま使用するのであれば変更届を提出すること。	2	2	100%			
			(4) 入所者の処遇について ・施設サービス計画に係るサービス担当者会議の職種名に記入漏れがあったので、記入漏れがないようその徹底を図ること。 ・短期入所生活介護計画書について、利用者の同意が確認できない計画書が見受けられた。計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。 ・短期入所生活介護計画書について、介護計画は1週間以上の利用者は作成されていたが、おおむね4日以上連続の利用者についても介護計画を作成すること。 ・短期入所生活介護事業について、介護計画の作成及びその同意を得る前からサービス提供を行っている事例があったので、サービス提供開始前に適切な計画を作成し、その同意を得ること。 ・身体拘束に係る同意書について、個別の身体拘束の方法を記載するとともに、拘束の時間帯及び時間についても記載すること。 ・身体拘束の手続きについて、施設として判断されていない事例があった。家族の要望、主治医等からの指示があっても、切迫性、非代替性、一時性の3要件について施設自ら判断して行い、家族等への了解を得ること。 ・身体拘束に関する説明書について、解除の予定(終期)が設定されていない事例が見受けられた。3か月を超えない範囲で解除の目安とする期間を定め、その期間を明示して本人又は身元引受人の同意を得ること。 ・身体拘束開始後の個人ごとの経過観察・再検討記録が確認できなかった。身体拘束ゼロへの手引き記載の様式例を参考に、個人ごとの経過観察・再検討記録を作成すること。	1	1	100%			
			(5) 防災対策について ・消防・避難訓練は年2回実施されているが、うち1回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。	2	2	100%			
			(6) 衛生管理等について ・冷蔵庫内の利用者の医薬品については、他の飲料水・食品等と一緒に保管しないこと。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、職員に対して年2回以上定期的に研修を行うこと。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底すること。 ・簡易専用水道について、水道法第34条の2第2の規定に基づき、年1回の衛生的管理についての検査を受検すること。	5	5	100%			
			(7) 預り金等について ・入所者預り金等管理台帳が作成されていないので、管理要領に基づき管理台帳を個人別に作成し適正に管理すること。 ・預り金等管理同意書が作成されていないので、管理規程に基づき同意書を作成すること。 ・入所者の所持金を通帳に入金後、入金通知書を手渡していない事例が見受けられたので、通知書を手渡すこと。	2	2	100%			
			(8) 給食について ・給食については必ず食事提供前に実施すること。給食に問題があった場合は、食事を停止する指示命令システムを明確化すること。 ・短期入所生活介護の食費について、3食の単価を設定して喫食分を徴収していたが、重要事項説明書に単価を記載すること。	3	3	100%			
			(9) 利用料等について ・栄養マネジメント加算については、栄養ケア計画等を作成した上で、入所者又はその家族に説明し、同意を得られた日から算定を開始する必要があるが、同意日以前から算定している事例があったので精査し報告すること。 ・栄養マネジメント加算について、入所者の栄養状態に応じて定期的に状況を検討し、低栄養状態のリスクの高い入所者については概ね2週間ごとにモニタリングを行う必要があるが、実施されていないので改善すること。 ・送迎加算に係る送迎記録について、利用者名、送迎年月日、送迎時間及び担当者の記載漏れがあったので改善すること。 ・口腔機能維持管理体制加算について、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い計画書を作成する必要があるが、確認できない月が見受けられたので改善すること。 ・介護予防通所介護に係る生活機能向上グループ加算について、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、利用者ごとの日常生活上の課題の分析と達成目標を設定する必要があるが、不十分だったので改善すること。	1	1	100%			
			合計数	14施設	9項目 35事項	56	56	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。
指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。

平成26年度指導監査等結果概要

長寿社会課
平成27年6月30日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考		
介護老人保健施設 (4施設) 介護療養型医療施設 (2施設)	平成26年10月 ～ 平成27年1月	稲穂会病院 (紀の川市) けんゆう苑 (すさみ町) 国保すさみ病院 (すさみ町) 天寿苑 (紀美野町) メディケアはしもと (橋本市) やすらぎ苑 (岩出市)	(1)人事・職員処遇等について ・人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員については、同施設職員の中から選任すること。 ・介護業務を行う職員については、腰痛に関する健康診断を6か月以内ごとに実施すること。	2	2	100%			
			(2)施設運営等について ・事故発生時の対応について、重大性が高い場合は、家族、関係市町村に報告するとともに、県振興局にも併せて報告すること。 ・ナースコールが設置されていないベッドがあり、コールを外す根拠となる記録が確認できなかったため、必ず設置すること。 ・職員研修は実施されていたが、記録が残っていない。各種研修を行った場合は、記録を作成し保存すること。	5	5	100%			
			(3)施設・設備等について ・リネン室等が常に施設されていなかった。室内に可燃物が置かれているので、夜間は必ず施設すること。 ・男女同室があり、同意は得られていたが、非常時で緊急やむを得ない状態ではないと考えられるので、早急に是正すること。 ・施設について、届出されている用途とは別に使用されていたので、現状のまま使用するのであれば変更届を提出すること。	3	3	100%			
			(4)入所者の処遇について ・身体拘束事例があり、同意書において始期は記載されていたが終期が設定されていなかった。身体拘束を行う場合は組織としてその必要性を判断するとともに、3カ月を超えない範囲で終期を設定すること。 ・身体拘束を実施する際の状況等は記録されていたが、切迫性、非代替性、一時性の3要件に関する記載が不明瞭だった。身体拘束を実施する際の記録は、3要件を満たしていることが分かる内容とすること。 ・身体拘束を実施する場合、身体拘束廃止に関する指針と重要事項説明書において、その判断する者に相違が見られるので、指針と重要事項説明書の整合性を図ること。 ・身体拘束について、運営規程では「身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその態様及び時間、やむを得なかった理由を診療録に記載する」と規定されているが確認できなかったため適切に記載すること。 ・身体的拘束等に関する手続において、身体拘束を行う場合は介護記録に記載するとなっているが、指定基準及び解釈通知においては「施設の医師が診療録に記載しなければならない」となっているため、適切に修正すること。 ・アセスメントについては入院時のみアセスメント票により実施されていたが、アセスメント結果及び医師の治療方針等に基づき施設サービス計画の原案を作成すること。 ・褥瘡対策が必要な患者については、褥瘡予防計画が作成され、チームにより計画の検討・見直しが定期的に行われていたが、褥瘡が発生していない患者についても褥瘡予防計画を作成すること。	7	7	100%			
			(5)防災対策について ・非常食については、3日分以上備蓄すること。 ・消防・避難訓練は年2回以上実施するとともに、うち1回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。	2	2	100%			
			(6)衛生管理等について ・感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための指針についての定期的な職員研修の実施が確認できなかったため、年2回以上研修を実施し、入所者の衛生管理の徹底を図ること。 ・感染性廃棄物の容器が汚物処理室の廊下側に設置であったので、容器を適正な場所に配置し、衛生管理の徹底を図ること。 ・洗濯場及び物干場において、食器用エプロン等と同じ場所でポータブルトイレを乾燥させていた。乾燥する場所を分別するなど、衛生管理の徹底を図ること。 ・厨房内において、食器類が床から60cm以内の場所に保管されていた。床面からの跳ね水等による汚染を防止するため、床面から60cm以上の場所で蓋付きのケース等に保管すること。	4	4	100%			
			(7)給食について ・栄養状態が高リスクレベルの患者については、おおむね2週間ごとにモニタリングを行うこととなっているが、記録が確認できなかったため、モニタリングの記録は2週間保存すること。 ・検食について、その記録が確認できなかったため、検食の記録は必ず作成し保存すること。 ・療養食の提供については、基準を満たすよう日々の栄養量の確認を行うこと。その際、腎臓食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、1日当たりの食塩相当量の総量に注意すること。	3	3	100%			
			(8)利用料等について ・夜間職員配置加算について、平成26年7月以降算定されていなかった。今後算定予定がないのであれば変更届を提出すること。 ・短期入所療養介護に係る送迎加算について、送迎記録の中の送迎区間が記載されていなかったため、適切に記載すること。 ・療養食加算、ターミナルケア加算、若年性認知症受入加算について算定する旨の届出がなされているが、実際には算定されていないので、現体制で算定できないものについては変更届を提出すること。 ・緊急短期入所加算に係る記録が作成されていなかった。緊急短期入所の受入れを行った場合は、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入後の対応などの事項を記録すること。	4	4	100%			
			合計数	6施設	8項目 28事項	38	38	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。
指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。